

様式例 3

<表面>

就任承諾書兼誓約書

社会福祉法人〇〇〇の理事に就任することを承諾します。

理事に就任するにあたり、次の各号を誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会的勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇 殿

住 所

氏 名

印

※ 評議員又は監事の誓約書の場合、「理事」の文言を「評議員」又は「監事」に変更し、第2号の文言を次のように変更する。

(評議員の場合)

2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

(監事)

2 各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

<裏面>

《欠格事項抜粋》

社会福祉法

(役員の資格等)

第44条 第40条第1項の規定は、役員について準用する。

【読み替え後】

- (1) 法人
- (2) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- (2) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- (3) 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しく3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

(評議員の資格等)

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- (1) 法人
- (2) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- (3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。